

2. 生活を応援

手当

児童扶養手当

18 歳になった年の年度末までの児童（一定の障害のある児童は 20 歳未満）で、父母の離婚などによって、こどもがひとり親家庭等で育成される場合の生活の安定や自立を促すなど、こどもの福祉のために支給される手当です。（所得制限があります。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/2983.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-736-1135

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

児童手当

18 歳になった年の年度末までの児童を養育している方を対象に支給します。

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/gyomuannai/2/3/2992.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-736-1135

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

遺児手当

15 歳になった年の年度末までの児童の父または母、あるいは両親が死亡した場合、保護者に対して支給します。（所得制限があります。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/2985.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-736-1135

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

交通遺児援護金

交通事故により、父母の一方または両親が死亡した義務教育修了前の児童を養育していて市内に住所を有する方に対して、交通遺児援護金を支給します。

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/2986.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-736-1135

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

医療費

こども医療費

18歳到達後最初に迎える3月31日までのこどもの医療保険制度における医療費の一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。（事前に受給資格の登録が必要です。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/gyomuannai/2/3/2991.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-739-6813

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

ひとり親家庭等医療費

医療保険に加入している母子家庭・父子家庭・養育者家庭など、ひとり親家庭等の人が医療にかかった場合に支払った医療費一部負担金のうち最終的な自己負担額を助成します。（事前に受給資格の登録が必要となり、児童扶養手当に準じた所得制限があります。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/2984.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-739-6813

庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

援助

就学援助

市内の公立小・中学校及び義務教育学校に通う児童・生徒の保護者で、経済的にお困りの方を対象に、学校給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を援助します。（所得制限があります。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/gakumuka/gyomuannai/1/1/1/3753.html>

【問い合わせ先】

学務課 ☎048-739-6804

年金

遺族基礎年金

国民年金の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）がある方または受給権者（老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること）等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族（※子のある妻、子のある夫または子）に支給されます。

（※「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級に該当する程度の障がいの状態にある未婚の子です。）

【ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-04.html>

【問い合わせ先】

市民課 ☎048-796-8554/庄和総合支所 市民窓口担当 ☎048-746-9700

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

遺族厚生年金

厚生年金の被保険者または受給権者（老齢給付の受給権者は、受給資格期間が25年以上であること）等が亡くなり、一定の要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族※に支給されます。

※①子のある妻、②子のある55歳以上の夫、③子、④子のない妻、⑤子のない55歳以上の夫、⑥55歳以上の父母、⑦孫、⑧55歳以上の祖父母

（「子」とは、18歳に到達する年度末までの間にある子か、20歳未満で障害年金1級または2級の障がいの状態にある未婚の子です。）

【ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150424.html>

【問い合わせ先】

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、（東京）03-6700-1165

貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のため、必要な資金を貸付ける県の制度です。

【貸付の種類】

①就学支度 ②修学 ③修業 ④就職支度 ⑤技能習得 ⑥医療介護 ⑦生活 ⑧転宅 ⑨住宅
⑩事業開始 ⑪事業継続 ⑫結婚

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoseisakuka/gyomuannai/1/2/2969.html>

【問い合わせ先】

埼玉県東部中央福祉事務所地域福祉担当 ☎048-737-2359

こども育成課 ☎048-796-8193/庄和総合支所 福祉・健康保険担当 ☎048-746-1111

入学準備金・奨学金貸付

高等学校、専修学校、短大、大学に進学する意欲はあるが、経済的理由により修学が困難な方（その保護者）を対象に、無利子で貸付けます。（所得制限があります。）

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/gakumuka/gyomuannai/1/1/1/3751.html>

【問い合わせ先】

学務課 ☎048-739-6804

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金受給者を対象とした貸付です。養成機関に入学する際の入学準備金や、就職準備金を貸付いたします。なお、この貸付は養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職し、5年間従事した場合、返還が全額免除されます。

【ホームページ】

https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_16.html

【問い合わせ先】

埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター ☎048-824-3370

その他

J R 特定者用定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給（全額支給停止者を除く）を受けている世帯の人がJ R通勤定期券を購入する場合に、割引が受けられます。

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/shien/2983.html>

【問い合わせ先】

こども支援課 ☎048-736-1135

ひとり親家庭等養育費確保支援事業

離婚に伴う養育費の確保の各種手続（公正証書等の作成、養育費保証会社との契約、裁判外紛争解決手続（ADR））に要した経費の一部を補助します。

【ホームページ】

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomoseisakuka/gyomuannai/1/2/19979.html>

【問い合わせ先】

こども育成課 ☎048-796-8193